

平成28年度第2回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成28年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成29年3月14日（火）
- 2 時間 午前9時05分から午前10時38分まで
- 3 場所 市役所第二庁舎801会議室
- 4 議題 (1) 市の主な緑化施策について
(2) その他
- 5 出席者 (1) 委員
会 長 犀川 政稔
副会長 宮下 清栄
委 員 鈴木 沢七
委 員 竹内 高広
委 員 串田 光弘
委 員 渡辺 栄
委 員 小山 美香
委 員 津々良明石
委 員 平井 恵子
委 員 矢向 潤
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 大関 勝広
緑と公園係長 森 純也
緑と公園係 鈴木 明信
緑と公園係 酒井 功二
緑と公園係 齋木 美幸

平成28年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

環境政策課長 おはようございます。これより平成28年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を開会させていただきます。

本日は、年度末のお忙しい中、また、足元の悪い中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、環境政策課長の大関と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼して、ここから座ってご説明させていただきます。

本来であれば、会長に議事の進行をお願いさせていただくところでございますけれども、今回は前審議会委員の任期が平成28年8月21日で終了しておりますことから、本日の審議会は新たな任期による委員での初めての会議となりますので、新たな会長が決まるまでの間、私のほうで会長にかわりまして、議事を進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日、お集まりの委員は公募による委員として4名、緑化団体に属する委員2名、学識経験者委員として4名、合計10名の方々にご参加をいただいております。したがって、本日全員の委員にご出席いただいておりますことから、会議が成立したことをご報告いたします。

続きまして、これから皆様に委嘱状を交付させていただきますが、本来であれば、市長のほうから交付させていただくところでございますけれども、本日、市長の公務が重なっていることや、また、副市長及び環境部長も公務が入っておりますことから、僭越ではございますけれども、私のほうから交付させていただきますので、ご了承願ひいたします。

なお、環境部長が後ほど出席される予定でございますので、その際、一言ご挨拶をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

環境政策課長 串田光弘様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。期間、平成29年3月14日から平成31年3月13日まで。平成29年3月14日。小金井市長西岡真一郎。よろしくお願ひいたします。

犀川政稔様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

鈴木沢七様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

竹内高広様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

宮下清栄様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

矢向潤様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

平井恵子様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

津々良明石様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

小山美香様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

渡辺栄様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、次の議事に進めさせていただきます。今回、新たな委員の方もいらっしゃいますので、改めて、委員の皆様にお一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、串田委員のほうから時計回りをお願いいたします。

串田委員 座ったままで、やらせていただきます。緑化団体に所属となっております、串田と申します。よろしくお願いいたします。

緑地保全対策審議会は、二、三年前から出席させていただいていますが、けれども、緑化団体というのは、前のことでよく覚えていないんですが、多分環境市民会議だと思います。環境市民会議は皆さんご存じだと思いますけれども、市のほうと連携して、環境全般に関するいろいろな活動をしておりますけれども、そこの推薦という形だと思います。私個人としては、小金井は昭和33年ですから、もう60年近くおりますけれども、最近では緑地という観点でいくと——私は東小金井の駅の近くで、い

つも利用する駅は東小金井なんですけれども、随分今、様変わりをしていて、いろいろ大変だなと思います。微力ですけれども、緑地がいろいろな形で残るように、死ぬまでは何とかできるだけ緑地がいい形で残るよう、皆様が活用できるように思っていますので、よろしく願いいたします。

犀川委員 犀川といいます。この委員会は2回目になりまして、前回、2年間やってまいりました。

学芸大学に70歳まで勤めていまして、今、73歳で、もう勤めていないんですけれども、公園とか、あるいは野や山へ行って植物を採集して、それを永久プレパラートにして顕微鏡でのぞくということをやっています、毎年5月中旬に学芸大学の紀要という論文の締め切りがありまして、そこへ論文を書くことで学芸大とつながっていると思っています。

今年も5月中旬の締め切りを目指して、たくさんの植物のプレパラートをつくって、顕微鏡をのぞいていまして、そうしますと、私がやっている植物の茎の中の構造なんかを、子供たちに教科書で示しているわけなんですけれども、それが随分と真実とかけ離れていることがだんだん分かってきて、だんだん載ってきまして、今回もいい仕事をやりたいと思っています。いつもはこういう広いところじゃなくて、顕微鏡の中の狭いところを見ている毎日です。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員 農業委員会から推薦いただきました、鈴木です。よろしくお願いいたします。

地元で農家をやっているのです、皆さんに教えてもらえたらと思います。よろしくお願いいたします。

竹内委員 東京都環境局の多摩環境事務所自然環境課長の竹内と申します。多摩地域全体の自然環境を担当しております。

具体的には、保全地域、主に市街地に残る緑地帯の管理、それから、鳥獣保護、自然公園の管理、それから、市街地を開発する場合には開発規制というのがございますので、その開発指導を担当しております。よろしくお願いいたします。

宮下委員 宮下と申します。

法政大学に勤めておりまして、小金井キャンパスに二十何年いて、今

は学部が改編して、市ヶ谷のほうに行っておりますが、住んでいるところは、ここよりもっと田舎の飯能で、緑のあふれるところにいるんですが、小金井もかなり緑がそれなりにはちゃんとあって、これからもっともっとつくっていくことを考えていければと思っています。よろしくお願いいたします。

矢向委員 公募の矢向と申します。よろしくお願いいたします。2期目です。

私は、昭和34年から小金井にいますので、今、本町二丁目にいます。樹木が好きで、ジャカランダの苗を3年間に購入して、庭に植えて、結構すくすく伸びました。ジャカランダは南国の木で、日本だと宮崎あたりで咲くという、青紫の花を見たくて、多分5年、10年かかるのかなと思っていますけれども、いつか小金井で……、小金井にジャカランダはあるんですかね。どこにあるんですか。

犀川委員 南の木ですよ。南のほうの。オーストラリアとか……。

矢向委員 結構でかく、ええ。宮崎……。

犀川委員 大きな桜のような木で、全部紫色になっちゃうんですよ。見たことがあります。

矢向委員 そうなんですよ。あれを小金井で、どこかで咲いているのかどうか知りませんが、庭で試しに育てています。よろしくお願いいたします。

犀川委員 そうですか。すごいな。

平井委員 平井です。よろしくお願いいたします。

私は小平からここへ17年前に引っ越してきたんですけども、緑がとても多い、中央線沿線で珍しいなと思って、こちらのほうに引っ越してきたんですけども、世代交代とかで、徐々に畑に小さなおうちがいっぱい建つようになってきたので、今回、市報に載っていたので、どういうあれか、申しわけないんですけども、よく分からなかったんですけども、応募してみました。できるだけ、今の緑をこのまま維持でき、また、新たに緑ができたらいいな、世代交代のときに緑の小金井というものがあたらいいなと思って、今回、こちらのほうへ来させていただきました。よろしくお願いいたします。

津々良委員 公募2期目の津々良と申します。

私は、ずっと定年まで民生委員をやっております、子供たちや地域のために、公園を随分安全、安心のために可視化するように、いろいろ

市のほうにお願いして、回って、子供たちの、青年のたまり場になって、変な本とかお酒を飲んだりしているようなことが大分ありましたので、そういうことをやっておりました。

それから、今はもう78近くになりますけれども、江戸たてもの園にも当初からかかわっておりました、私は住んでいるところが玉川上水に非常に近いものですから、緑はとても多かったんですが、この二、三年で60軒ぐらい家がばたばた建ちまして、畑がみんな、それは相続によるようなんですけれども、ですから、緑地保全のあり方というのを今後、ただ、口で保全、保全と言っている、具体的に失われていくもの、失われ方、それから、今後に向けてというのを考えていかないとだめなんじゃないかと思っております。

小山委員 公募で入れていただきました小山と申します。よろしくお願ひいたします。

私は環境市民会議のほうに属しております、日常的に地下水の保全にかかわっております。今、毎月1回、湧水のポイントで湧き水の量と、井戸の地下水位の測定を続けております。地下水にとって緑地はなくてはならないものだと思っておりますので、守ることも必要ですし、また、新たにつくることも含めて、緑地の保全を考えていけたらいいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

渡辺委員 渡辺と申します。私はボランティアグループである、みどり剪定サークルに所属しております、そこで、市内の公園、緑地等の剪定美化にいろいろと携わっております。

できるだけ市内の公園、緑地等が、子供たちが安心して遊べる、あるいは、できるだけ交通の邪魔にならないような樹木の形にしてみたり、そんなことをやりながら、ボランティアグループとして今回参加させていただきます。よろしくお願ひします。

環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。環境政策課、緑と公園係の職員でございます。係長の森でございます。

緑と公園係長 緑と公園係、係長の森です。よろしくお願ひします。

環境政策課長 主査の鈴木でございます。

緑と公園係 主査の鈴木です。よろしくお願ひします。

環境政策課長 主事の酒井でございます。

緑と公園係 酒井でございます。よろしくお願いいたします。

環境政策課長 もう一人、同じく主事で郡司という者がいるんですけども、本日、急な公務が入ってしまったため、欠席をさせていただいております。最後になりますが、臨時職員の齋木でございます。

緑と公園係 齋木です。よろしくお願いいたします。

環境政策課長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、これから審議を進めるに当たりまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条第2項の規定に基づきまして、議事を仕切っていただきます会長と副会長を互選でお決めいただきたいと思っております。

始めに会長の選任をしていただきまして、次に選任された会長より副会長の選任を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速会長の互選をお願いしたいと思います。どなたか会長に立候補してくださいます方、または、推薦してくださいます方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。串田委員。

串田委員 先ほど、大関課長のほうから新しく審議会が始まるというお話でしたけど、これを見ると、28年度第2回と書いてありますけれども、どちらでもよろしいんですけども、続き、継続というのはおかしいかもしれませんが、今まで会長をなされていた犀川さんがいらっしゃいますので、特別にいろいろな問題もなく、滞りなく進んでいて、努力されてやられていたので、継続して犀川さんがよろしいんじゃないかと思っております。

環境政策課長 ありがとうございます。

ただいま串田委員のほうから会長に犀川委員をご推薦いただきました。ほかになれば、会長を犀川委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

環境政策課長 ありがとうございます。それでは、会長は犀川委員をお願いすることと決定いたします。

なお、私の役目はここで終了させていただきたいと思っております。会長に

なられた犀川委員に一言ご挨拶をいただいて、その後、議事を進行して
いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、会長席へお願いいたします。

(犀川委員、会長席へ移動)

犀川会長 ただいま串田委員から前回、無難にというふうな話なんですが、とてもじゃない、無難ではなくて、私はこういうのがすごく昔からだめで、学芸大のころなんかは、あいつはだめだからといって、顕微鏡で見るほうに集中していたんです。だけど、2年間、やってこられましたので、よろよろとしていたんですけれども、お言葉に甘えてというんでしょうか、あと2年間もつかどうか分からないんですけれども、やってみようかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、次の議事へ進めさせていただきます。

先ほどに引き続き、今度は副会長の互選をお願いいたします。どなたか副会長に立候補してくださいます方、または推薦してくださいます方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

渡辺さん、どうぞ。

渡辺委員 2年目ということで、犀川会長と前回、前年度までコンビを組んでいた
いただいております、宮下委員に本年も引き続き、お願いできればと思います。
推薦しますので、よろしく願いしたいと思います。

犀川会長 渡辺委員より宮下委員を推薦していただきました。いかがでしょうか。
引き続き、宮下委員に副のほうを務めていただきたいと思いますと思うんですけれども、皆様はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

犀川会長 どうぞよろしく願いいたします。

(宮下委員、副会長席へ移動)

犀川会長 一言。

宮下副会長 何だか補佐になっているのか、なっていないのか分からないんですが、
先生の虫の目に対抗して、僕は鳥の目か何かで考えていきたいと思いま
すので、よろしく願いします。

犀川会長 それでは、議事を進めます。次第7の市の主な緑化施策について、事
務局から説明をお願いいたします。

環境政策課長 次第7の説明の前に、初めて委員になられた方がいらっしゃいますことから、本審議会の役割について、簡単に説明をさせていただきたいと思いをします。

小金井市緑地保全及び緑地推進条例及び同条例施行規則に基づきまして、緑地保全対策審議会の役割として、保全緑地の指定または解除に関する調査、審議や、緑地の保全等に関する重要な事項の調査、審議など、市長の諮問機関として諮問事項を審議し、また、これらについて建議等を行うことができることと規定されてございます。また、緑の基本計画などの計画の策定に関することについても、本審議会のご意見をいただくこととなります。

本審議会としては、各年度に2回の開催を予定してございまして、今年度の第1回目は昨年8月9日に「保全緑地の指定または解除に関すること」についてのご審議をいただいたところでございます。第2回目としては、本日の内容であります「市の主な緑化施策について」のご審議をいただくものでございます。

平成29年度につきましては、今年度と同様に第1回目を大体8月ごろに予定してございまして、第2回目を2月ごろに予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

このような年間スケジュールで予定してございまして、保全緑地等の指定と解除についてご審議いただくほか、小金井市の基本構想の中で、水と緑のまちづくりを進めるとうたっている一方、相続等で緑が減少してございますので、小金井市の緑をどのような形で保全していくかということをお話しを本審議会の中でご議論いただいて、今後、委員の皆様にはご協力をお願いしたいと思っております。

最後に、小金井市市民参加条例の規定で、会議は原則公開となっております。本審議会の開催日を公開するとともに、開催後に全文で作成された会議録を公開いたしますので、ご了承願いたいと思いをします。

説明は以上となります。

続きまして、次第7「市の主な緑化施策について」事務局よりご説明をさせていただきます。

事務局 それでは、平成28年度の報告と平成29年度の予定について説明をさせていただきます。

始めに、都市公園につきましては、平成28年度実施事業は、小長久保公園用地134平方メートル、貫井けやき公園用地318平方メートルの取得を行っております。次に、花壇ボランティアとの花壇管理としまして、小長久保公園、桜町公園、梶野公園を行いました。これは昨年度も同様に、市民のボランティアの方と協働で、公園の花壇管理を行っております。また、来年度も行っていく事業になっております。

平成29年度予定事業は、今年度に引き続き、貫井けやき公園用地157平方メートルの取得を行う予定です。2番目として、上の原公園内の水溜り解消を目的に地盤整備工事を行う予定です。3番目として、先ほど説明させていただきました、花壇ボランティアとの花壇管理ということで、今年度と同様に、来年度も市民のボランティアの方と一緒に花壇の管理を行っていく予定です。

都市公園等については以上です。

次に、児童遊園等につきましては、平成28年度実施事業として、中町三丁目暫定広場トイレ撤去工事を行っております。2番目として、複合遊具撤去新設工事で、老朽化した遊具を撤去することと、昨年度、遊具を撤去した公園に新たに遊具を設置しております。場所は、みどり公園、かきの木公園です。3番目として、花壇ボランティアとの花壇管理として、貫井かしのき公園、もみの木公園及び今年度新たに開園したもみじの里公園を行いました。

これは、今年度新たに開園したもみじの里公園を除いては、都市公園同様に昨年度も行っており、市民のボランティアの方と協働で公園の花壇管理を行っております。また、来年度も行っていく事業になっております。

平成29年度予定事業は、複合遊具撤去工事で、老朽化した遊具を撤去するものです。場所はマルメロ公園、東町シナノキ公園です。2番目としては、先ほど説明させていただきました、花壇ボランティアとの花壇管理ということで、今年度と同様に、来年度も市民のボランティアの方と花壇管理を行っていく予定です。

児童遊園等については、以上です。

緑地等につきましては、平成28年度実施事業として保全緑地の指定です。これらは前回の審議会で委員の皆様に指定案ということで諮問さ

せていただいた保全緑地で、具体的には保存樹木・保存生け垣の指定を行いました。

平成29年度予定事業としては、滄浪泉園改修工事を予定しており、園路等の改修を行うものです。2番目として、中町四丁目公共緑地出入り口整備工事で、緑地内の維持管理を行うために出入り口の整備を行うものです。3番目としては、今年度と同様に、保全緑地の指定を進めていきます。4番目としては、保存樹木及び保存生け垣調査委託で、今年度も行っているものになりますが、3番目の保全緑地の指定に当たり、現地等を調査するものでございます。

緑地等については以上です。

次に、「その他」ですが、平成28年度実施事業としては、1番目が生産緑地追加指定で、新たに2件の追加がございました。2番目は、東京都苗木供給事業を活用して、道路と学校に東京都から苗木を供給していただき植樹を行っております。3番目は、「庭いらずのガーデニング」教室で、こちらは緑の募金事業交付金を活用して、3月8日に実施しております。市報で市民の方を募集して講習を行うものです。4番目が剪定ボランティアとの植栽管理で、こちらも継続して行っている事業です。市内の公園緑地など、市民ボランティアの方に剪定していただいております。5番目、ヤマザクラ補植事業で、東京都と市民団体との協働事業で、玉川上水にヤマザクラの補植を行うものです。

平成29年度予定事業としては、1番目が生産緑地追加指定で、こちらは毎年5月に生産緑地追加指定の受付を行っております。2番目は、東京都苗木供給事業の活用。3番目は、「庭いらずのガーデニング」教室。4番目が剪定ボランティアとの植栽管理。5番目、ヤマザクラ補植事業となっておりますが、平成29年度からは教育委員会生涯学習課が実施することになっております。今年度とほぼ同じ内容となっております。「その他」としては以上です。

事務局から、次第7「市の主な緑地施策について」の説明は以上になります。

犀川会長

市の主な緑化施策につきまして、平成28年度の実施事業、それから、平成29年度の予定事業ということで報告をいただきました。これらについてご質問とご意見をお願いしたいと思っております。

なお、この委員会は最初に説明がありましたように、発言の全てを記録しておくということになっておりますので、ご意見のある方は、まずご自分の名前を言っていただいて、それから、こういうことはどうでしょうかとか、そういう話に持って行っていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。きょうは自由意見というのが議題のようなものでして、どうぞ自由に意見をおっしゃっていただきたいと思います。

宮下委員 生産緑地に関しての追加指定がことし2件ということだったんですけども、廃止というのはどのくらいあるんですか。

事務局 生産緑地の廃止に関しましては、廃止の理由が相続などによるものということになっていますが、ちょっと今詳細な数字は確認をさせていただいていますが、10件いかない程度のものだったとは思っています。ちょっと数字のほうは、後ほど確認させていただきます。以上でございます。

宮下委員 ありがとうございます。

犀川会長 森さんの、最後のところ、ちょっと今聞き取れなかった。8件以下？

事務局 10件程度だったと思います。

犀川会長 数を言っていたんですか。

事務局 数字は、今確認をさせていただきます。

犀川会長 分かりました。

ほかに、何かないでしょうか。津々良さん。

津々良委員 津々良です。今の続きなんですけれども、廃止というのは、全部廃止なんです。一部とかいうことはできないんでしょうか。例えば広大な土地を持つ場合、一挙に全部廃止と。

事務局 事務局です。生産緑地の要件のうち、500平方メートルというのが一定の要件でございまして、そちらのほうは、今現在、国の動向などにより300平方メートルまで引き下げられないかという検討がされている段階というのは聞いております。今の段階においては、一団の面積というのが500平方メートルを切らないようにということですので、相続などにより、もう少し広い面積のところがあった場合に、500平方メートルを切らない程度にまで一部解除ということはできます。全部解除してやめてしまう場合もありますけれども、一部ということも可能に

なっております。以上でございます。

津々良委員 500平方メートルってすごく広いと思うんですけども、例えば200とか300は残したということはできないわけですね。

事務局 今現行の制度上は、そういったことができないので、例えば300平方メートルとか、一定残したいという場合の要望というのが、農業委員会から建議書という形で上がってきて、各市そういったご要望がある中、国も、そういった動向を受けて今検討している。法の改正などがあるという情報が入ってきているところでございます。

犀川会長 よろしいですか。

津々良委員 ありがとうございます。

犀川会長 500平方メートルというのがあるそうですけど。

津々良委員 300になりそうという話ですよ。

事務局 300になりそうな話というのが、今、閣議決定の段階ということをして伺ってしまして、300平方メートルというのを、各市、条例で定めることができるということになっているので、そういった形になる可能性があるというところですよ。

犀川会長 矢向さん。

矢向委員 矢向です。この花壇ボランティアの花壇管理で3か所記載があるんですけども、これは何か増やすような計画とか、そういう動きとか、将来的にこうしていくみたいな、拡大して、もう少し何か広げていくとか、そういう構想というのはどうなんでしょうか。

犀川会長 拡大するというのは、何を拡大する？

矢向委員 増やすとか。

犀川会長 増やすというの、何を増やすんですか。

矢向委員 花壇。

犀川会長 花壇の面積を増やす

矢向委員 場所ですね。

犀川会長 場所を増やす。

矢向委員 ええ。

犀川会長 そうなんでしょうか。

矢向委員 そもそも3か所なんでしょうか。それとも、ほかにもあるんでしょうか。

事務局 事務局です。今、まず、花壇ボランティアでやっていただいている箇

所数なんです、都市公園としては3か所ありまして、それ以外の公園を合わせると、6か所がご協力いただいているところになってございます。これから増やしていかないかということに関しましては、先日行われた庭いらずのガーデニング教室の中でも、こちらからも募集をさせていただきまして、パンフレットを作って配付させていただきました。昨年度、同じ事業のガーデニング教室の中で配付させていただいた中で、新規にご参加いただいた方もおりまして、平成28年度から、もみじの里公園という東町にできた公園において、1団体追加、約10名ぐらい新たに今年度からご参加いただけるようになったという経過がございます。これからも同じような形で増やしていければなと思っているところです。以上です。

犀川会長 花壇ボランティアについて、ほかにご意見はないでしょうか。よろしいですか。

事務局 事務局です。先ほどの生産緑地の削除の関係です。今資料が届きましたので説明させていただきます。

今年度の都市計画の変更で、一団の地区を番号指定している一部解除が5件、それから、地区の全部解除が12件、合計17件の都市計画変更が行われております。

以上です。

犀川会長 ありがとうございます。

花壇ボランティアのほうはよろしいですか。それでは、小山委員、お願いします。

小山委員 小山です。一番最初の課長の説明のときに、緑の基本計画の策定への意見ということとか、基本構想に緑のことが位置づけられているというのがあったんですけども、皆さん、基本構想とか緑の基本計画というのはお持ちなんですか。やっぱり委員の方は、それを持っていたほうがいいのかと思うので、もし持っていない方がいらっしゃるようでしたら、配付いただいたほうがいいのかと思いました。それが1点と、もう一つ、先ほどの説明の資料の中の3番のところに、事業の中で、保存樹木と保存生け垣の調査委託というのがあるんですけども、どんな調査をしているのか、教えていただけたらと思います。

犀川会長 まず、配付について、いかがでしょうか。

環境政策課長 環境政策課長です。緑の基本計画については、今後配付させていただきたいと思います。

それから、2つ目の質問は、事務局から。

事務局 調査に関してでございます。こちらは次の審議会のときに保全緑地の指定についてのご審議をいただくのですが、その中で、保全緑地、保存樹木とか、保存生け垣については、お配りしています緑地保全及び緑化推進条例施行規則第2条の中に、指定基準というものがございます。例えば保存樹木に関しましては、地上1.5メートルの高さにおける幹周りが1.5メートル以上であること、高さが10メートル以上であることのいずれかに該当すること。保存生け垣についても、同様に要件がございまして、こういった要件が申請に基づいて実際に満たされているかどうかということ、1件1件、市内を回らせていただいて、確認させていただき、写真を撮らせていただきまして、資料を作成させていただきます。それをもって次回の審議会のときにお示しさせていただいて、ご審議いただくという形の内容となっております。以上でございます。

犀川会長 はい。どうぞ。

小山委員 ということは、この調査は、指定の基準に合っているかどうかの調査ということで、積極的に町に出て行って、こんな大きな木があるとかというような町の中全体を見渡して、これだったら指定できるんじゃないかということで、そこの家の方に話をしたりとかするような、そういうもとなる調査ではなくて、指定をして欲しいという申し出があったときに、合っているかどうかの調査ということですね。

事務局 はい、そのとおりでございます。

小山委員 何か町の中を調査できるようなことがあってもいいのかなという気がしたんですけども。

犀川会長 犀川ですけれども、ちょうどこの会の前回の最後にそういう話がありまして。

小山委員 そうですか。

犀川会長 ええ。今の話は、スライドで写真やら何やら示してもらって、我々がそれを見て行って、いいだろうというふうに決めるんですけども、写真を見ただけじゃよく分からないんじゃないかという意見が前回ありまして、いつか時間があれば、我々のメンバーで適当なところへばっと出

かけていって、木なんかを観察する機会があったらいいんじゃないだろうかという話がありました。その結果はちょっと分からないんですけども、どうなんでしょうか。事務局の方、どうなったんでしょうか。

事務局

事務局です。前回の審議会でそういったお話をいただいております。まず、ご質問いただいた要件を満たすだけではなくて、こちらから出て回らないのかというお話に関しましては、そういった内容も前回いただいていたところなんです。我々のほうも、こちらの職員が実際に外に回って、まだ申請されていないけれども、要件を満たして、シンボリックなものはないのかということで、例えば駅前のスーパーの前にあるメタセコイアですね。ああいったものが申請されていないのはどうなのかというところで、所有者の方とお話し合いをしたりとか、そういった形で、今までは、まだ外には出ていなかったところなんですけど、そういったものをこれからやるように。実際それはやっておりますし、やるようにしていこうという動きはございます。

また、写真だけではなくて、実際に外に回ってというところのお話に関しましては、実際、今までの写真を見ていただくということをしていただかないと、かなりの件数もありますので、全部回るとは物理的に難しいのかなというところがまず1点ございます。主要なところとか、何点かピックアップしてということでしたら、今後の課題として検討していかなければいけないとは思っております。実施できるかどうかについては、もう少しお待ちください。

以上でございます。

犀川会長

よろしいですか。

小山委員

はい。

犀川会長

検討しているということなんですけれども。

津々良委員

津々良です。それに関連しているんですけども、外に行って、保存して欲しい木だなと思ったら、それが申請してる木かどうかがとっさには分からないですね、これを持って歩いて、見て、私たちが。だから、何か目印じゃないですけども、付けるとか、外から見て、これ、申請しているんだなとか、そういうことが分からないのかしらと思って、何かお家の人やお店の人に尋ねるといのは。

犀川会長

保存樹木というのがありますね。あれは標識を貼っておくようになっ

ていることは、条例だか何かに書いてあるんですね。それから、緑地だったですか、それもこの会でああしたほうがいいだろう、こうしたほうがいいだろうという結果、できたんですけども、何かほったらかしのような緑のところがあって、実はこれは緑地の指定になっているところだという、その他のことを書いた看板、立て看板ですかね、それをつくったらどうかというのも実現しています。

ですから、今、津々良委員が言われたことは、本当ならば、全ての保存樹木には標識、ラベルが貼ってあるはずなんですけれども、どうなんですか。なくなっちゃったり何かしているんでしょうか。

事務局

事務局でございます。おっしゃるとおり、先ほどの緑地保全及び緑化推進条例施行規則のほうで標識の設置というものがございまして、樹木に関してと、あと、環境緑地、公共緑地に関しましても、標識は設置させていただいてございますので、もし市内を歩いていて、標識がない樹木などで、要件を満たしそうなものがあるなということでしたら、直接、お声をかけていただければ、我々のほうでも可能な限りそういったところに出向いて、こういう制度の趣旨をお伝えして、ご理解いただければ申請いただけるようにしていきたいと思っております。ですので、標識がない保存樹木というのは、基本的にはございません。

犀川会長

よろしいですか。何か標識のない樹木、目立ちますか。緑色っぽい色のやつですね。

津々良委員

1回付けたら、ずっとそのまま使っているのは、汚くなって分かりにくい。

事務局

基本的に、こちらの指定の期間というものが5年間という形になってございますので、5年たつと、また更新という形で、その際に先ほどの調査をまたさせていただいて、標識の塗り直しなどもしていくということになっていきますので、基本的には標識は設置されていると思っております。ですので、もし本当にそういった標識がなければ、お声をいただければと思います。

犀川会長

串田さん、どうぞ。

串田委員

鑑定した緑地以外という言い方が適当かどうか分からないんですけども、特に生産緑地等は変化が非常に大きい。毎年数%確実に減少しているわけです。それに関しても議題になって、いろいろ議論されたこと

がありましたけれども、例えば事業、緑化施策についてという形で出てきたときに、先ほど保全緑地がどの程度なくなったのかというご質問が副会長のほうからありましたけれども、毎回ではなくていいんですけれども、あるまとまったとき、事業年度が終わって、次のときでもいいんですけれども、その辺のこういう話が出るときに、必ずあれはどうなった、これはどうなったという話が出てくるので、まとまった数字が欲しい。例えば今回は何件なくなったと言うけど、それはたまたまそれだけのことであるのか、ずっと毎年そうなのか、そういうことが根底にないと、意見を言いたくても、あるいは何かに関して発言するときにも、共有する根拠になる資料がなかなかないので、例えばそれは皆さんが思うときに、自分のうちの近く、日常の生活圏の中でそういう変化があると非常に感じるけれども、そこにたまたまないと、何も感じないということもありますので、数字をしっかりと出して欲しい。

例えば、私は緑町ですけれども、大きな農地が2つなくなりました。それから、神社の保存樹木が10本ぐらいたんとなくなりました。そういうのが毎年あるわけですね。それが毎年、そういうのを近くで感じていると、これは生産緑地、緑地の中で生産緑地の問題は非常に深刻だなという感じがしますけれども、もしそういうのがなかったならば、ああ、そうなのというぐらいの感じで、ここには単に生産緑地の追加とかそういうことが、あるいは保全緑地の保存樹木もそうですし、保存生け垣もそうかもしれませんけれども、そういうものが、発言をするときに、どの程度、それが大きな問題なのか、そういうものが客観的に分かるような資料を、毎回の必要はないと思うんです。はっきり分かったときに、経年、少なくとも5年ぐらいの変化の数値、それは既に出ている資料がありますね。そこに10年間の変化等々の資料もありますから、そういう資料でもいいですし、それがないと、例えば保存樹木にしても、保存生け垣にしても、保存生け垣なんて、通常は生活の中で歩いていて、全く分かりませんよね。どれが保存生け垣なのか。その話も、ここで議題に出たと思うんですけれども、いろいろなものが、発言をするときに皆で共通になる数値、資料をぜひいただきたいなと思います。

犀川会長
事務局

どうでしょうか。

経年の資料という形で、以前からいただいている部分もありまして、

こちらのほうはご用意できるものはしていきたいと思っております。

串田委員 よろしく願います。

事務局 すいません、事務局です。先ほどお話がありました件ですけれども、現在、こちらが樹木に付いております。一番最初に指定年度が入っております。5年間で継続なので、再調査をしたときの年数が、一番後に、ここに入ります。あとは通し番号だったり、番号を振ってあるので、これは一番頭の数字を見ると、何年度に再申請をしたものなのかとかということが分かるようになっておりますので、こんなものが保存樹木には付いております。もちろん、毎年委託してやっておりますので、5年間の間に壊れてしまったものとか、そういうものについては同じものを作成して、新年度の年度のところは新しく付け替えて貼り付け直しております。

以上です。

犀川会長 よろしいですか。

津々良委員 はい。

犀川会長 どうもありがとうございました。

串田委員からのあれは、なるべく努力するという事だろうと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

串田委員 はい。

渡辺委員 渡辺ですけれども、今の数値の開示については非常に重要だと思えますけれども、これを見ますと、29年度事業の中に、生産緑地ほかの新しいものは5月に受け付けになるんですね。ということは、次回8月のときに、その辺の数字が明快になるということですか。5月に受け付けされた後。生け垣の指定の申請だとか、樹木の指定というのは5月に受け付けされて、今年度はこういうものが指定されましたというのは、次の会の8月に市から報告があるということでございますね。

犀川会長 渡辺さん、あれじゃないですか。次の会は、申請されたものについてどうしようかという会で。

渡辺委員 そうですね。審査ですね。

犀川会長 はい。

渡辺委員 そうですね。ですから、そのときに、明快に何件が新規に出てきて、廃止が何件あるということが開示されるということで理解すればいいん

ですね。

犀川会長 次回の会が終わったころ、それが分かるんじゃないんでしょうか。その日に。

渡辺委員 結果的にはね。我々は審議しますから、審議した結果で分かるということになりますけれども、一応、何件申し込みがあって、それを8月に審議して、結果、そこで今までも経過ですけれども、これはだめよということはありませんから。

犀川会長 そうですね。

渡辺委員 ほとんど市から、我々に与えられた数字ですか、示された数字で大体認可されて、その結果が分かるということで理解すればよろしいですね。

事務局 そうですね。おっしゃっていた経年でということだと、今回は保存樹木と環境緑地、公共緑地についての経年のデータというものを、次回の申請を含めて、最新のものをできるだけ反映して、お示ししていこうと思っております。

渡辺委員 分かりました。ですから、そのときにはっきり、先ほどのご指摘のとおり、増えたとか、減ったということが数値として分かるかと理解すればいいと思いますけどね。

犀川会長 ほかに何かございませんでしょうか。市の主な緑化施策について。

それでは、この後、「その他」というのが残っています。すみません、どうぞ。

竹内委員 竹内です。東京都も、緑地保全について大変苦慮しているところでございまして、小金井市さんと共に、今後も情報交換しながら、連携して取り組んで行きたいと思っております。

その中で、1つ教えていただきたいのですが、条例施行規則の中の12条で、助成措置というのがございまして、(2)の保存樹木の賠償責任保険、それから、(4)の環境緑地の維持管理奨励金、これについて教えてください。

事務局 事務局でございます。まず、1点目の保存樹木の賠償責任保険に関しましては、市が保険会社と契約を結ばせていただいております。指定をしている樹木が、例えば枝が落ちてしまって、近隣の駐車場の車に被害が出てしまった場合など、適用される内容のものでしたら、保険の範囲内での補償がされるという契約を結ばせていただいております。

います。

また、もう一点の国分寺崖線上去にございます維持管理奨励金というものに関しましては、環境緑地の中で、国分寺崖線上去にございます環境緑地に関しましては、予算の範囲内で、別途奨励金というもの交付している形になってございます。ですので、ほかの環境緑地にはございませんが、国分寺崖線上去にあるものについては、平方メートル当たり幾らという予算の範囲内で奨励金を交付させていただいているものでございます。

竹内委員 誰に交付するんですか。土地所有者ですか、それとも、それを管理している団体とか。

事務局 こちらは土地の所有者または管理者という形で、所有者には限らず、管理されている方という、申請をすることができる方というのが、管理者または所有者という形になっているので、申請者に対してという形になってございます。

竹内委員 あと、賠償保険については、民間保険会社と契約をしているわけですね。

事務局 はい。

竹内委員 ありがとうございます。

犀川会長 保険のことですけれども、実際、こういったときに、これだけお金がかかったとか、そういう事例はあるんでしょうか。

事務局 実際に、保存樹木による近隣の車などに対する損害というのは、事例としてはございます。

犀川会長 あまりないんですか。

事務局 そう多くはないですけれども、事例はございます。

犀川会長 そうですか。保険については、ほかに何かありますでしょうか。あと、そのほか。鈴木さん、何かないでしょうか。

渡辺さん。

渡辺委員 渡辺ですけれども、「その他」ということで、我々も2期目ということで、この審議会ですいろいろ意見を言った結果、公園の銘板が非常にきれいな形で、今、更新されています。ですから、非常に分かりやすくなったのは、我々、審議委員の結果かなというように思っております。ありがとうございます。

犀川会長 これは小山さん、何かないですか。我々のこういう考えが、そういう

ふうに実際に反映されたんですね。どうでしょうか。小山さんじゃなかったですか。名前がどこかへ行っちゃった。平井さんだ、失礼。平井さんと小山さんと間違えました。

平井委員 それはとてもいいことだなと思います。私、今、一つ質問したいなと思って、「その他」のところで考えていたことがあるんですけども、ちょっとそちらのほうを質問してもいいですか。

犀川会長 そうですか。はい。

平井委員 小金井都市計画生産緑地地区というのがあるんですけども、私も、緑町一丁目に住んでおりまして、その土地の所有者の方が亡くなって、都市計画生産緑地地区というところに、今、家がいっぱい建つというのはどういうことなのかなと思うんですけども。本来、緑地として守られているところではないかなと。逆に、緑地として持っていらっしゃる地主の方が、ここはおじいちゃんの時代では何もすることができない。ただ緑地として使っているけど、今度、自分のときになったら、手離せるというようなことを聞いたことがあるんですけども、その辺は守られていないのかなと思うんですけども。

事務局 事務局でございます。生産緑地の件でご質問いただきまして、生産緑地というのは、都市計画で生産緑地地区となつてございます。行為の制限というのがかかっておりまして、行為の制限というのは、今お話に出ていたように、住宅を建てることができないような内容のものになってございます。ただし、それを解除すること、都市計画、生産緑地地区というものを解除することかできるものが中に幾つかございまして、その中に、まず、買取申し出という制度がございます。買取申し出ということができものが幾つかあります。例えば営農30年間した場合だったりとか、主に従事している方が死亡した場合、または従事することが不可能になるような故障があった場合というのは、買取申し出ということが市に対してできます。

それをした場合に、市がほかの農業従事者の方にあっせんなどとか、市が買い取る、買い取らないというのを検討して、その検討期間というのが3か月間ございまして、その3か月間を経て、買い取りませんという形の通知が出た場合には、行為制限が解除されるという形になります。

その時点で、委員ご指摘のような生産緑地地区。地区は地区のままな

んですけれども、家が建ってしまっているというのが現状であって、その後、家が建った後に、今度、都市計画の生産緑地地区というものを解除する手続が、後追いという形なんです、制度上、解除の手続というのがされる形なので、一時的には、生産緑地地区に家が建ってしまっている状況に今のところなっているところでございます。以上でございます。

ごめんなさい、あと1点補足なんです、今、そういった中で、小金井市市街化区域というところで、ここ数十年で一番多かった年から比べると、大体80万平方メートルというのが生産緑地地区としてあった年があるんですが、それが今、大体65万平方メートルぐらいまで減少してきているという形で、生産緑地地区というのが二十数%、ピーク時より減少してきているというのがございます。以上でございます。

犀川会長
平井委員

どうぞ。

平井です。特に緑で町中を見ると、緑地を守られているところというのが、今後の課題になっているんじゃないかと思うんです。そこに大きいお家が建つわけではない、本当に小さい、庭のないような、車が1台置けるような小さな家がばんばん建っているのが現状だと思うんですね。今後は、こういった緑をずっと耕してきた農家の方たちが、代々守ってきたようなところを、今後、どういうふうにして守っていくのかなというのが課題ではないかと思えます。ぜひ守っていただきたいと思えます。

事務局

ご意見ありがとうございます。私ども、そういった生産緑地の減少などを含めた緑というのが減少していつている。ただし、生産緑地ということだと、民有地、相続税等、いろいろ問題もあるところで、難しいところではあります、課題の一つだということはお指摘のとおりだと思っておりますので、今後、そちらのほうは研究をしていかなければいけないなと思っております。以上です。

犀川会長

なかなか難しい、残念ながら、どんどんそういうふうには。どうにもしようがないといえますかね。

鈴木委員

今のことに関して、やっぱり相続税がすごく高いんですよ。うちのほうも1軒あるんですけれども、3分の1ぐらいなくなっちゃうような状態に。それもほとんど全部相続でなくなっちゃうような状態で、自分のうちが残るような状態じゃないんですね。だから、どうしても相続税で

手離す面積がすごく多くて。だから、それを市のほうで買ってくれればいいんですけども、それもなかなか難しいし、そこが残すということで、農家もなるべく残したい気持ちはあるんですけども、税金を絶対に持っていかれちゃうという。これだと、面積的にはどうにもならないようなんです。

犀川会長 市が買うか買わないかというのは、何か目安があるんでしょうか。

事務局 買取申し出に関して、実績はありますかというご質問は、議会などでも出たことはございます。小金井市の場合、生産緑地地区は都立公園が重複している場合もありまして、東京都が小金井公園の部分に関しては、生産緑地を、買取申し出が出た場合、買い取っているという実績はございますが、市が直接買取というのは、実績はないところです。

最近ですと、近隣市でも、そういった買い取りをされている事例というのは伺っているんですが、ただ、財源というと、かなり財政的な問題等も関連してくるものなので、困難な部分もあるかと思われます。

宮下委員 宮下ですけれども、この公園用地取得とかをされていますね。これは生産緑地解除じゃなくて、宅地のほうを買っているんですか。

事務局 今回、平成28年度に用地取得をさせていただいた小長久保公園と貫井けやき公園については、都市計画公園という形で、生産緑地地区ではないところでございます。小長久保公園に関しては、宅地化されているところなんですけど、買取の要望が出た場合には、順次取得していくという方針のもと、ここ数年で買取要望が何件か出ているところで、実績となってございます。

また、貫井けやき公園に関しましては、実際に公園としてお借りして、使用させていただいている公園なんですけど、それが土地所有者の方から買取の要望があって、また、利用の頻度も高いというところから、こちらのほうは買取をさせていただいて、引き続き、ご利用いただくという形のものでございます。以上でございます。

宮下委員 だから、もう本当に相続がありますから、買ってと言っても、財政もないし、なかなかそれは難しいので。ただ、小さくなっちゃうのは、少しだけでも緑を残そうと。だから、地区計画とか、まちづくり協定とか、そういうものを市民がみんなに入れていくという発想をすると、緑もかなり確保できると思うので、次のここの担当じゃないかもしれないんで

すけれども、そういうことも考えていくといいと思うんですけれども。

平井委員 平井です。例えば、市民農園とか、ああいうふうな形で、こういうAという広い土地があって、相続のために売らなければならない、そういう土地を生かして、今、地区で幾ら幾らとか言って、たまに市報に載っていますけれども、ああいうふうな貸出とか、今、農地が結構多いですから、そういうふうには生かすとか、これは一つのアイデアですけれども、何らかの形で、緑というものを潰すと、次のときに緑は生き返らないですよ。それを生かすための方法というのを、もう少し具体的に考えていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

事務局 そうですね。今いただいた市民農園のお話とかということで、実は私も、生産緑地の担当をしていたりとか、あと、公園も担当していて、緑地も担当しているので、その辺をどうにか連携しながら、大きい意味で緑ということで、保全というのが図れないかなということで、農業を所管している部署とも、最近は密に協議をしながら、何らかできないかということをやっているところですので、もう少し、何か具体的なものがでてきた場合には、こちらにも諮らせいただければと思っております。以上でございます。

鈴木委員 鈴木です。今のことで、市民農園をやれる農地って、まだ限られているんです。生産緑地に指定した農地に関してはできなくて、宅地化農地に関してだけで、実際に生産緑地に指定したものと猶予制度になったものに関しては、まだ市民農園はできなくて、あと、体験農業に関しては、一応はできるんですけれども、市民農園に関しては、まだ規制がかかっちゃっていて、宅地化農地しかできないということで、なかなか広まらないんですね。一生懸命、そういうところを見つけて頼んでいるんですけれども、なかなかやってもらえないような状態です。

犀川会長 鈴木さん、市民農園と経験農園ですか。

鈴木委員 体験農園です。

犀川会長 体験農園。

鈴木委員 ええ。

犀川会長 その違いはどうなんでしょう。私、ちょっと知らない……。

鈴木委員 市民農園の場合は、その場所を借りて、借りた人が自由なものをつく

れる。体験農場というのは、面積だけで、あと、作付けとか、そういうのは農家の人全部決めて、農家の人全部用意してくれるんです。種も、苗も何も全部用意して、指導するような形になるんです。

犀川会長 分かりました。今まで知りませんでした。そうなんですか。

鈴木委員 はい。

津々良委員 津々良です。今の話に関係ないんですけども、土地を相続で手離すときですね、私の知っている方が物すごく土地を売ったために50軒ほどできたんですが、業者さんに行くわけですね。そうすると、全部建物になって、知らない間に、どうしてみんな家になっちゃったのと言ったら、買った人がやっぱりつくるわけですから、もう手離した側は、それについての希望というのは全然言えないわけで、まだまだ、これからも手離すようなんですが、そこが全部ヒートアイランドになっちゃって、家ができて、畑が全部なくなって、ちょっとこの前申し上げたと思うんですが、うちのほうは全部、玉川上水のほうから坂になっていますから、水が、ナンジャモンジャ通りをびゃーっと、すごい雨のときに流れてきて、急に四、五十年、何でもなかったところが、床下浸水とかということがあって、結局、目皿ですか、下へ行く下水のあれを新しく3本ぐらい、全部、道路幅につくっていただいて、やっとおさまったんですが、あれは土地の形から全部、上水のほうからおりてきて、ナンジャモンジャからさらに来て、両方であって、それが全部、今まで公務員住宅の駐車場にじゃばじゃば落ちていたんですね。そこもきれいにしたために、家も建て替えた方が多くて、そこがストックになって自分のうちへ全部こうなってくる。本来なら、それはずっと下に行って、仙川とか野川のほうに行く水だと思うんですが、途中のそういうことは、先に考えているということではなくて、実際に起きて、えっ、何で急に水が来るのということが、そういうことは今後すごく。上のほうで起きたそういうことが、下の町のほうにも影響があるんじゃないかなと思います。

それから、中大の附属高校のグラウンドのところに、あそこはちょっと坂になっていて、校庭に水が。前は土砂が行っていたんですが、ちゃんと樹木が植えられて、土留めになっていい感じだったんですが、また全部、抜いて、そこに家が十何軒建ったんですね。私は本当に、ああいうところを買う方が、建てているときに見られたらいいのになと思うぐ

らいですが、何か起きる、地盤が、ああいうところに。もちろんちゃんとしているんでしょうけれども、木を引っこ抜いて、またそういうことをしているというのが、本当に不思議な。何か保存ということと、だから、個人が持っている緑というものの手放し方というのをすごく。あれは学校ですけれども、あそこもすごい坂なんです。中大からずっと公務員住宅に至るところですね。それもすごく急で、雨のときはものすごい勢いで流れていきます。上がだんだん、水を吸い取るところがないものですから、もう一気に流れております。それは地域の現状です。

犀川会長 いろいろなことがあるんですね。

小山委員 小山です。金蔵院の近くにキンヒバリの里とって、トラストで土地が所有できて、湧水とか水の流れとか、あそこの地域を保全しようということで、一部やられているという事例はあるんですね。だから、やっぱり個人のお宅とか、木を守ろうとったときに、それが市民の方たちの合意を得られればというか、関心を引くことかあって、やっぱりこれは宅地になっちゃったらまずいよねということが広がれば、何らかの打つ手だては見つけられるのかなという気はするんですね。だから、ちょっとそういうことも探りながら、何とか木を守るとか、今、緑地になっているところを保全できるような仕組みというものも考えていけたらいいのかなという気はしています。

犀川会長 今小山さんがおっしゃっているのは、金蔵院の東側のところですか。東側のちょっと低くなったところですかね。

小山委員 ところですね。あそこからずっと、民家のところから湧水がずっとあって、あそこを通過して野川まで行っているんですけども、そのところをトラストで買ったりとかしていますので。

犀川会長 小金井のそういう勉強会なんていうのがあって、一度、あそこへ森さんも行ったんですけども、ぐるっと回ったことがあったんですね。何か湧き水があって、太い木がいっぱい植わっているんですね。水があれだけ流れているというところ、もし宅地なんてできるのかなと思いますね。何の会だったですかね、前にぐるっと回ったんですね。公園だとか。そこに戻ってきたのかな。ここの近くでぐるっと回ったことがあったんですね。あそこに、ああいうところがあるというのは知らなかったですね。

渡辺委員 そうですね。

犀川会長 はい。

ほかに何かありますでしょうか。今、一番最後の「その他」というところをやっているんですけども。

ないようでしたら、まだ時間は残っているんですけども、お開きにしたいと思いますが、いかがでしょうか。ありますか、串田さん、どうぞ。

串田委員 「その他」のところで、内容の説明が何もなかった苗木の生産供給事業ですね。毎年、東京都が、これは無償のものかな。活用というのは、具体的に28年度はどういうことをやり、29年度はどういう計画があるのでしょうか。

犀川会長 じゃ、苗木のほうをお願いします。今年度と来年度の予定ですね。

串田委員 これは書かれていて、何も話題に出ないのは、ちょっとかわいそうなので。

事務局 苗木の関係でございますけれども、今年度は、毎年通常供給というのがありまして、決まった時期に無料で配付をしてくれる時期がございます。そのときに市の内部では、道庁管理課と教育委員会の庶務課のほうに情報を提供して、道路管理課の場合には、道路の植栽で使っております。教育委員会のほうは学校施設への植栽で、今年度は使っております。来年度は、東京都からの照会があって、関係課に照会をかけませんと、どこで使用するかが分かりませんので、来年度は一応予定になっております。以上です。

串田委員 はい。

犀川会長 ほかに何かありませんか。

宮下さんから、ほかに何か。いいですか。

それでは、ありますか。大関さん、どうぞ。

環境政策課長 ここで部長が参りましたので、最後になりますけれども、一言ご挨拶をさせていただきます。

犀川会長 じゃ、どうぞよろしくをお願いします。

環境部長 遅れて来て申しわけございません。庁議というものがありまして、今日は早く終わったのですが、今の時間になってしまいました。

一言ご挨拶ということですので、私は環境部長の柿崎と申します。2

8年度から環境部長になりました。本日はお寒い中、また足元のお悪
中、何か夜には雪になるようなことも言っておりましたけれども、そ
ういう中、来ていただきまして、ありがとうございます。また、本日は緑
地保全対策審議会の委員に委嘱をさせていただきまして、今後、よろ
しく願いたいと思います。

今までの議論、ご意見等々をいただいている中で、緑地保全対策審議
会というのは、緑地の保全の指定ですとか解除に関する事、または緑
地の保全等に関する重要な事項を審議するという事で、小金井市にと
りましても重要な審議会でございますので、委員の皆様には、これか
らもよろしく願いたいと思っております。

今後につきましても、市の主な緑化施策についてご審議いただきなが
ら、ご意見等々を伺っていければと思っておりますので、よろしく願
いいたします。

以上です。

犀川会長

どうもありがとうございました。

それでは、そろそろお開きにしたいと思うのですが、いかがでしょう
か。よろしいですか。

じゃ、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

— 了 —